

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月16日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所	愛媛県八幡浜市郷1番耕地12番地1
氏 名	堀田建設株式会社
代表取締役	菊池 泰行
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0894243929
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	堀田建設株式会社
事業場の所在地	愛媛県八幡浜市郷1番耕地12番地1
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	完成工事高 約70億円
③ 従業員数	141 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙図 1 産業廃棄物の一連の処理の工程図 参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添2参照	
	排出量	5207 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙計画書 参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3参照	
	排出量	別添3参照 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙計画書 参照		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙計画書 参照
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙計画書 参照

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添2参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙計画書 参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3参照	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別添3参照 t	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙計画書 参照		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添2参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別添2参照 t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
③現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添2参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別添2参照 t	t
④計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添2参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別添3参照 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添2参照	
	全処理委託量	5207 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別添2参照 t	t
	再生利用業者への処理委託量	別添2参照 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別添2参照 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別添2参照 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙計画書 参照		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3参照	
	全処理委託量	5175 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別添3参照 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	別添3参照 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別添3参照 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙計画書 参照		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 5 月 16 日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者 住 所 愛媛県八幡浜市郷1番耕地12番地1 氏 名 堀田建設株式会社 代表取締役 菊池泰行 電話番号 0894-24-3850	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	堀田建設株式会社
事業場の所在地	愛媛県八幡浜市郷1番耕地12番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	完成工事高 約70億円
③従業員数	141人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙図1 産業廃棄物の一連の処理の工程図 参照

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙計画書 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添2 参照	
	排 出 量	別添2 参照	t
	(これまでに実施した取組) 別紙計画書 参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3 参照	
	排 出 量	別添3 参照	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙計画書 参照		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙計画書 参照
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙計画書 参照

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添2参照	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別添2参照	t
	(これまでに実施した取組) 別紙計画書 参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3参照	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別添3参照	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙計画書 参照		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添2参照	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別添2参照	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別添2参照	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3参照	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	別添3参照	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別添3参照	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

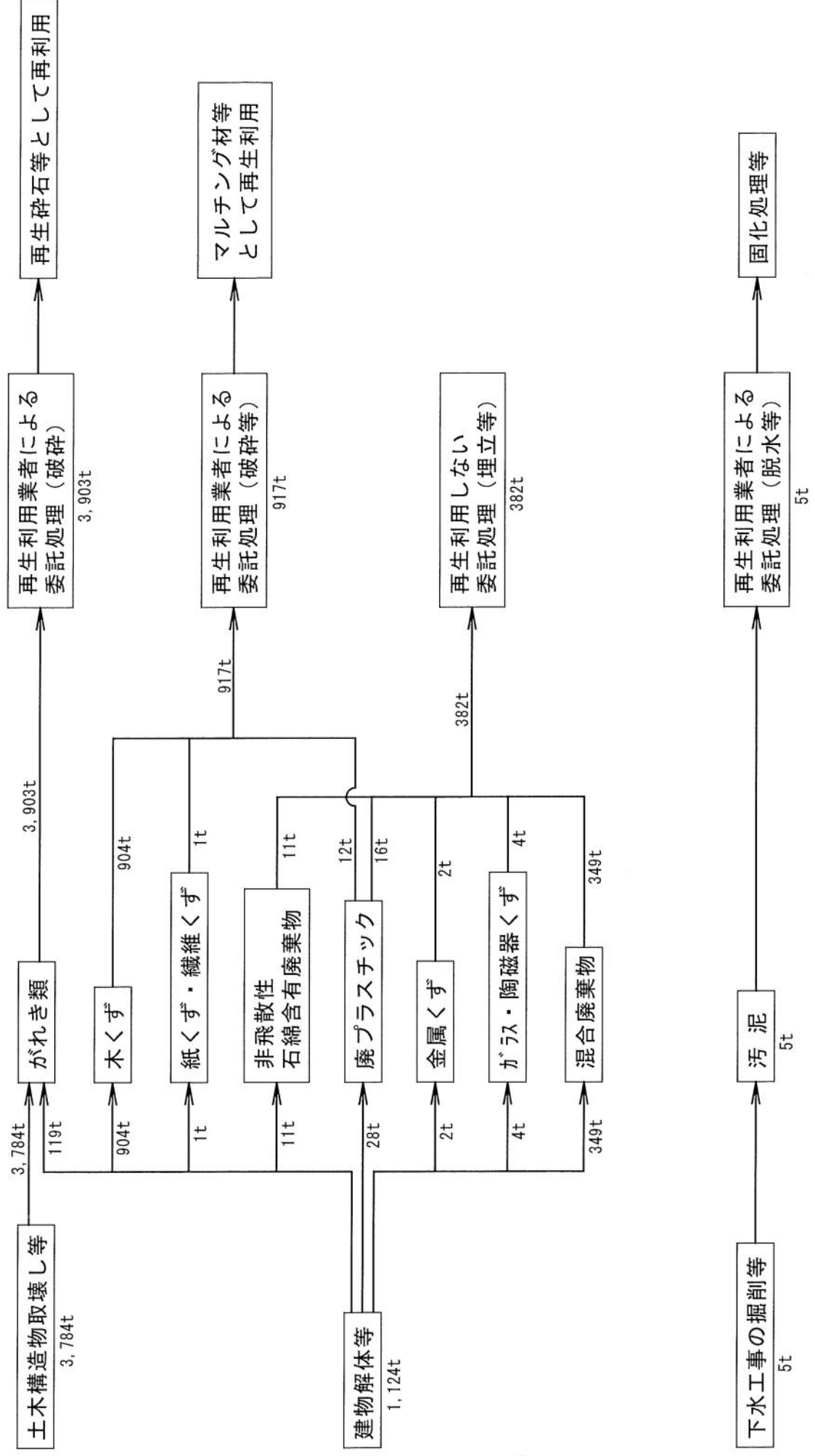
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添2 参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別添2 参照	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3 参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別添3 参照	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添2 参照	
	全 処 理 委 託 量	別添2 参照	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	別添2 参照	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	別添2 参照	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	別添2 参照	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	別添2 参照	t
	(これまでに実施した取組) 別紙計画書 参照		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3 参照	
	全 処 理 委 託 量	別添3 参照	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別添3 参照	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別添3 参照	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別添3 参照	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別添3 参照	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙計画書 参照		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

図1 産業廃棄物の一連の処理の工程（令和5年度実績）

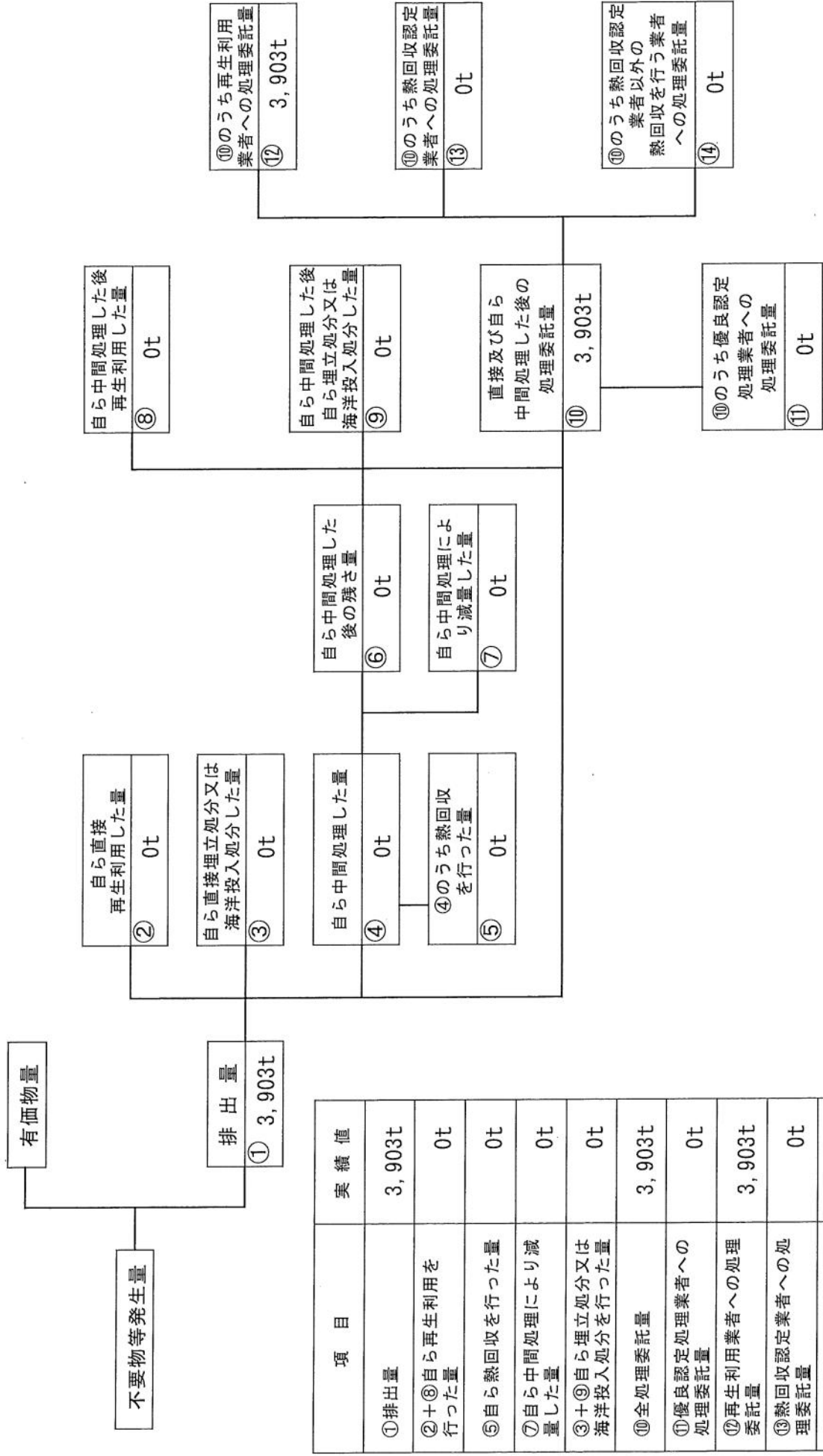


前年度(令和5年度)の産業廃棄物発生量(計画の実施状況)

[illegible]

計画の実施状況

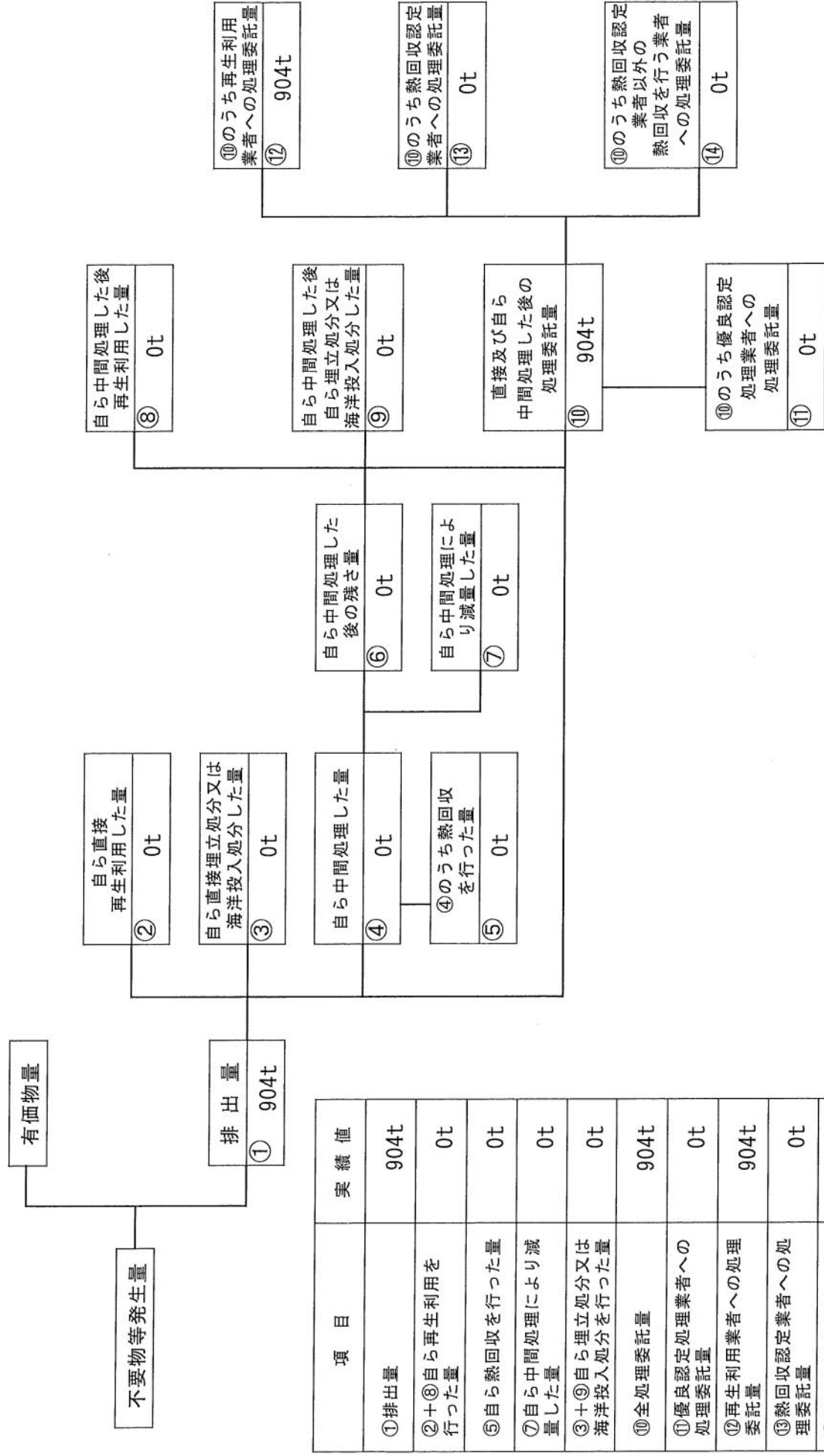
(産業廃棄物の種類：がれき類)



項目	実績値
①排出量	3,903t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	3,903t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	3,903t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の業者へ熱回収を行う業者への処理委託量	0t

計画の実施状況

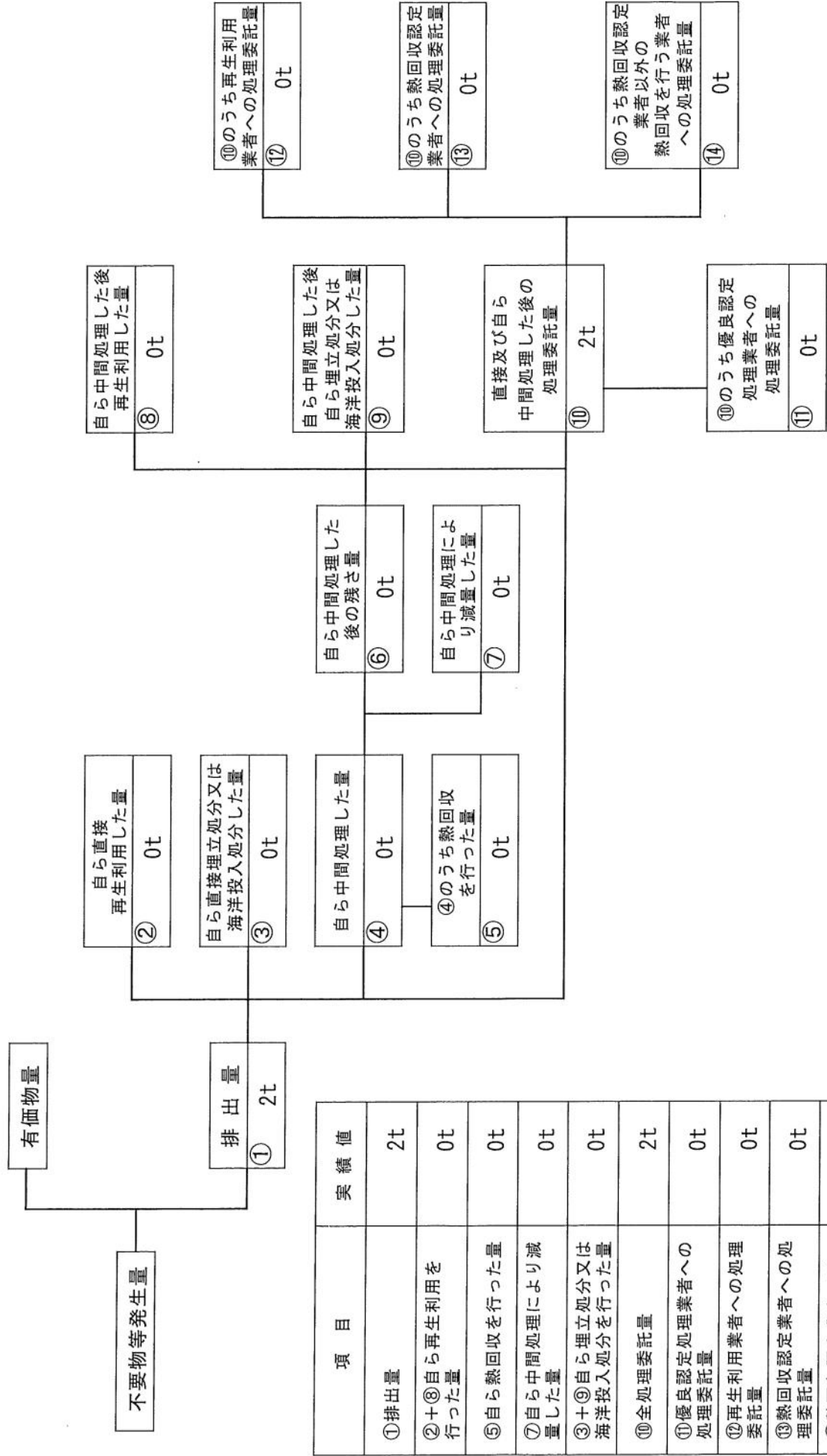
(産業廃棄物の種類：木くず)



項目	実績値
①排出量	904t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	904t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	904t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	0t

計画の実施状況

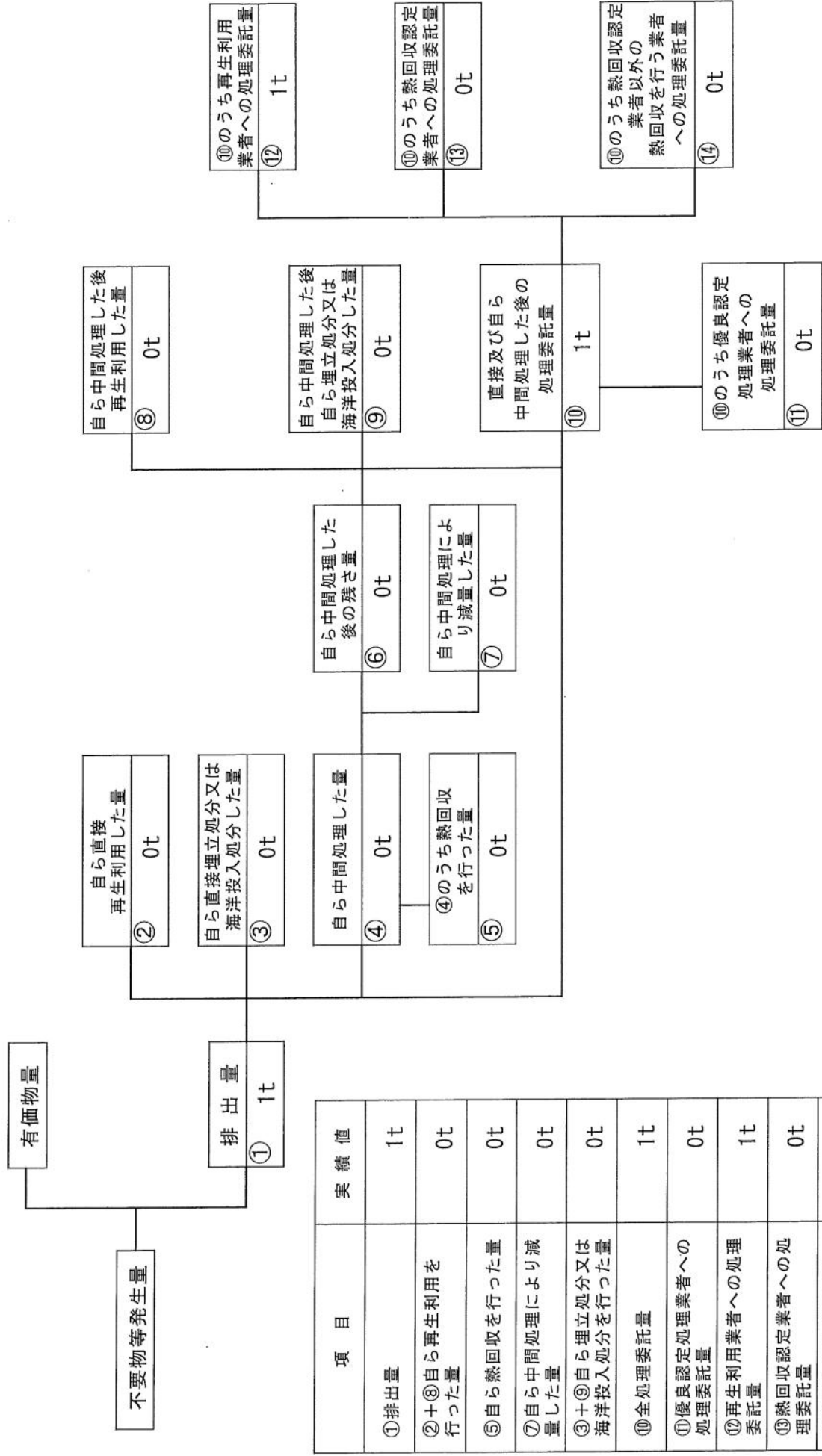
(産業廃棄物の種類：金属くず)



項目	実績値
①排出量	2t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋入処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	2t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の業者へ熱回収を行う業者への処理委託量	0t

計画の実施状況

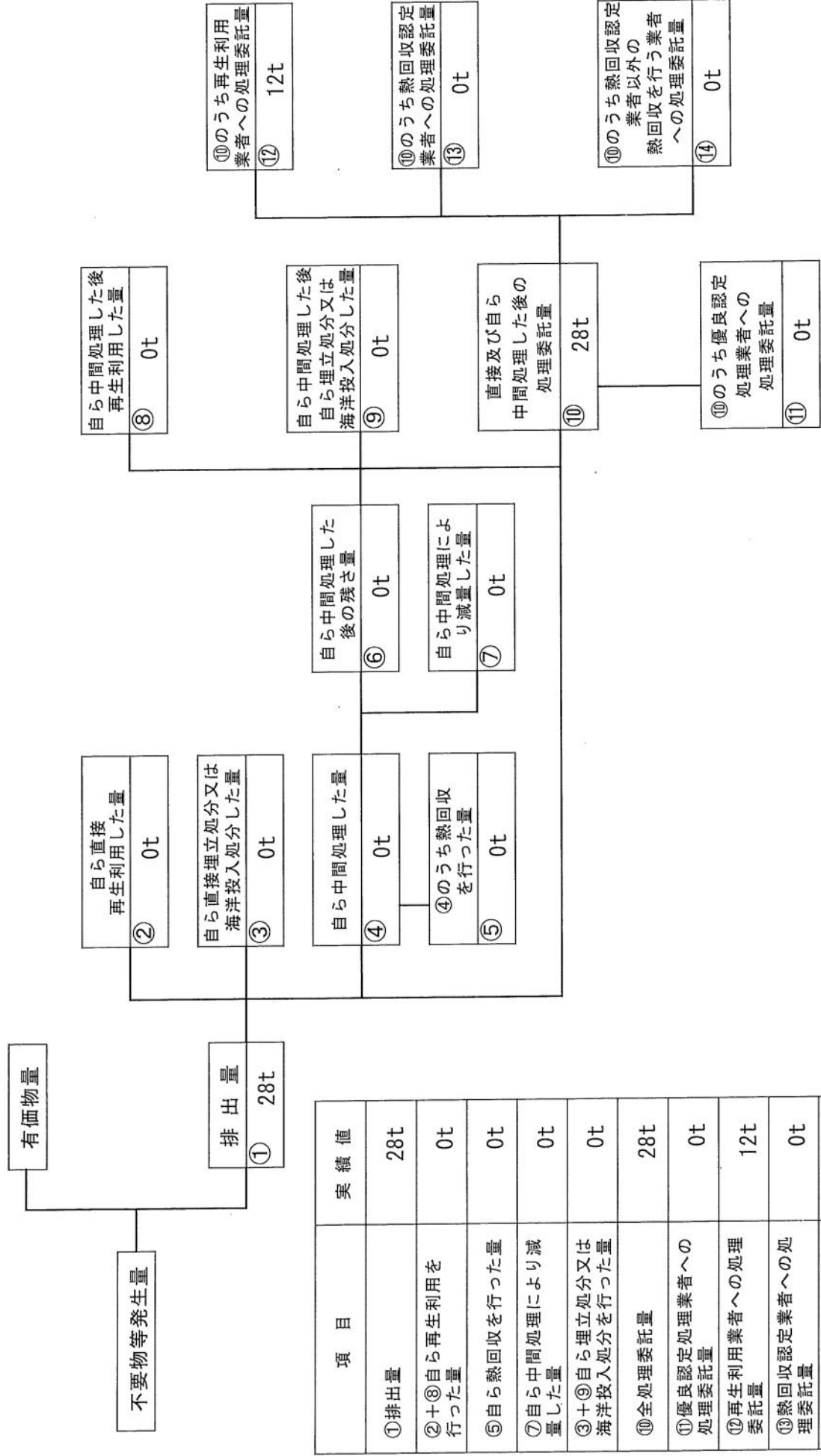
(産業廃棄物の種類：紙くず・繊維くず)



項目	実績値
①排出量	1t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋入処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	1t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	1t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

計画の実施状況

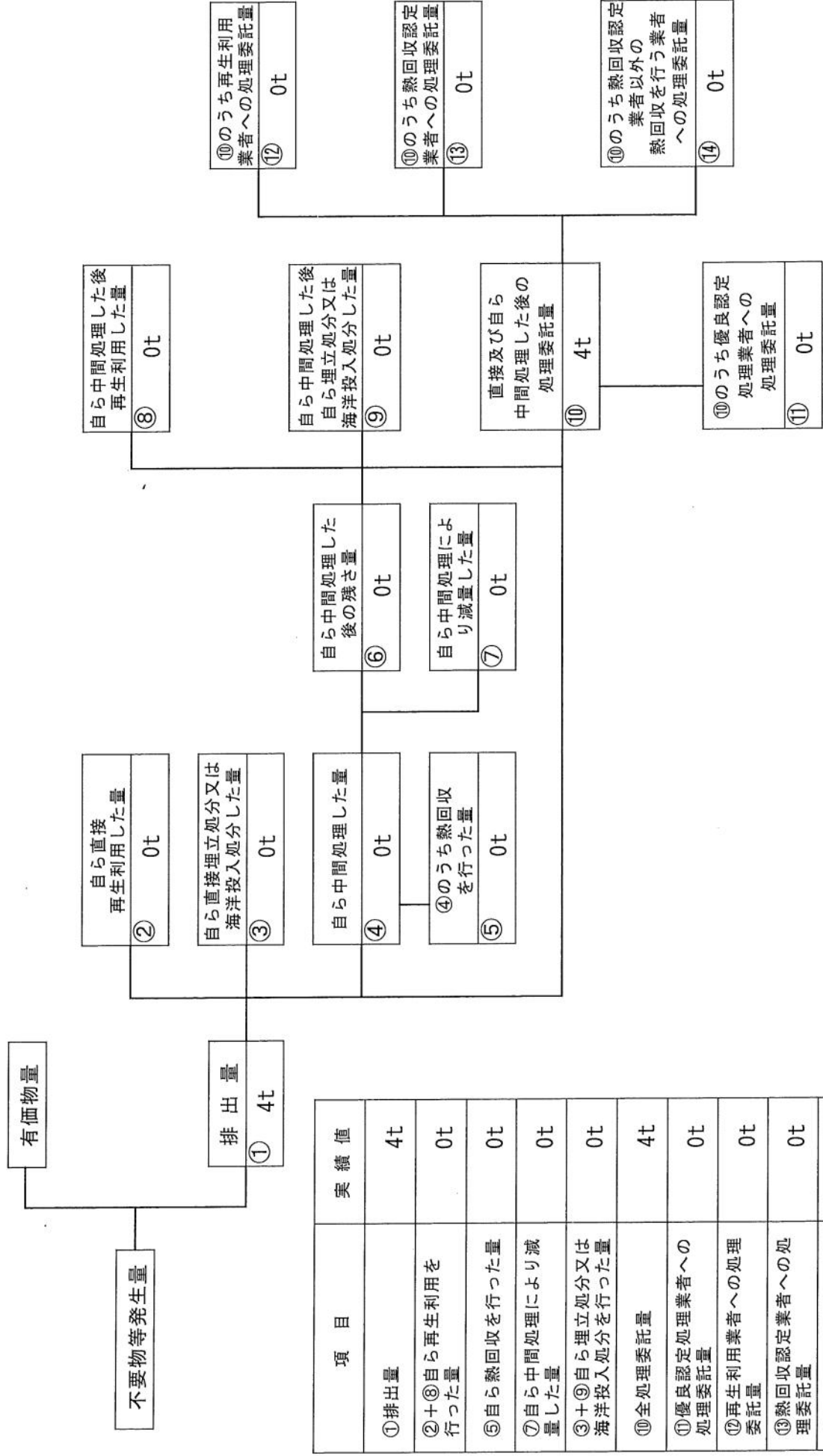
(産業廃棄物の種類：廃プラスチック)



項目	実績値
①排出量	28t
②+③自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	28t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	12t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：ガラスくず・陶磁器くず)



項目	実績値
①排出量	4t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋入処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	4t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：混合廃棄物)

有価物量

不要物等発生量

排出量
① 349t

② 自ら直接
再生利用した量
0t

③ 自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
0t

④ 自ら中間処理した量
0t

⑤ ④のうち熱回収
を行った量
0t

⑥ 自ら中間処理した
後の残さ量
0t

⑦ 自ら中間処理によ
り減量した量
0t

⑧ 自ら中間処理した後
再生利用した量
0t

⑨ 自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
0t

⑩ 直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
349t

⑪ ⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量
0t

⑫ ⑩のうち再生利用
業者への処理委託量
0t

⑬ ⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
0t

⑭ ⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量
0t

項目	実績値
①排出量	349t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	0t
⑤自ら熱回収を行なった量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0t
⑩全処理委託量	349t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：非飛散性石綿含有廃棄物)

有価物量

不要物等発生量

排出量
① 11t

自ら直接
再生利用した量
② 0t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
③ 0t

自ら中間処理した量
④ 0t

④のうち熱回収
を行った量
⑤ 0t

自ら中間処理した
後の残さ量
⑥ 0t

自ら中間処理によ
り減量した量
⑦ 0t

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑧ 0t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑨ 0t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
⑩ 11t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量
⑪ 0t

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量
⑫ 0t

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑬ 0t

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量
⑭ 0t

項目	実績値
①排出量	11t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	11t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：汚泥)

有価物量

不要物等発生量

排出量
① 5t

自ら直接
再生利用した量
② 0t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
③ 0t

項目	実績値
①排出量	5t
②+③自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	5t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	5t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

自ら中間処理した量
④ 0t

④のうち熱回収を行った量
⑤ 0t

自ら中間処理した後の残さ量
⑥ 0t

自ら中間処理により減量した量
⑦ 0t

自ら中間処理した後再生利用した量
⑧ 0t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
⑨ 0t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
⑩ 5t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量
⑪ 0t

⑩のうち再生利用業者への処理委託量
⑫ 5t

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬ 0t

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
⑭ 0t

[illegible]

令和6年度

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書

堀田建設株式会社

1. 会社の概要

(1) 会社名

堀田建設株式会社

(2) 資本金

2億8百万円

(3) 従業員数

141人

2. 当該事業場において現に行っている事業の内容

(1) 従業員数

107人

(2) 令和5年度受注金額(概算)

土木工事 約32億円

建築工事 約47億円

(3) 事業内容

当社は建設業者であり、構造物の取壊し及び建築物等の解体によって生じるがれき類、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック、ガラス及び陶磁器くず、非飛散性石綿含有廃棄物、混合廃棄物及び、下水工事等によって発生する汚泥が主に排出する産業廃棄物となる。

表1 産業廃棄物排出量(令和5年度実績)

がれき類	約 3,903 t
木くず	約 904 t
金属くず	約 2 t
紙くず・繊維くず	約 1 t
廃プラスチック	約 28 t
ガラス・陶磁器くず	約 4 t
混合廃棄物	約 349 t
非飛散性石綿含有廃棄物	約 11 t
汚 泥	約 5 t
合 計	約 5,207 t

(4) 産業廃棄物処理フロー図(令和5年度実績)

図1参照

(5) 事業展望

今後は公共工事の削減等が懸念されることから、工事の受注は現状程度もしくは微量の減少を見込んでいる。ただし、土木工事において構造物の大規模な取壊しや建築工事において大規模な解体工事があった場合、産業廃棄物の発生量が大幅に増加する可能性はある。

(6)連絡先

担当者：堀田建設株式会社
本社 土木部 山本安之
電話番号：0894-24-3850

3. 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(1)責任者及び役割

1)統括責任者 — 代表取締役 菊池泰行

統括責任者の役割

- ・廃棄物処理方針の策定
- ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

2)廃棄物担当者(実務) — 各工事の現場担当者

廃棄物担当者(事務) — 土木部 山本安之

廃棄物担当者の役割

- ・廃棄物処理計画の作成
- ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・処理委託業者の調査、選定
- ・委託契約書の締結
- ・マニフェストの交付、管理、報告書作成
- ・発注者への各種報告
- ・従業員、関連会社に対する教育・啓発
- ・その他に関する事項

(2)教育

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に教育を行う。

- 1)産業廃棄物の取り扱い上の注意や不測事態の発生時における対応の仕方を日頃から教育・訓練により従業員及び関連会社に周知徹底を図る。
- 2)県等の主催する講習会へも積極的に参加し、従業員の教育訓練に役立てる。
- 3)産業廃棄物管理表(マニフェスト)を従業員に熟知させ、使用を徹底させる。

(3)情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、処理状況について情報の公開に努める。

5. 産業廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- 1) 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- 2) 発生した産業廃棄物は、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまでの確に管理する。
- 3) 廃棄物の処理について出来る限り再生利用を考慮し、発注者にも提案するようにする。

(2) 現状

- 1) 公共工事の場合は、設計書に産業廃棄物の処理方法等が記載されており、それに基づいて適性に廃棄物の処分を行う。また、廃棄物の種類や数量が設計書と異なるような場合は、発注者と協議の上、設計変更してもらう。
- 2) 民間工事の場合は、構造物の取壊しで発生するがれき類に関しては、中間処分業者への委託によって破砕処理し、再生利用する。建物の解体の場合は、再生利用できるものは中間処分業者に委託し、再生できないものは最終処分場にて埋立処分する。
- 3) 鉄筋コンクリート殻については、鉄筋をできるだけ分別し、リサイクルすることで産業廃棄物の発生を抑制している。

(3) 今後の課題

- 1) 公共工事にあつては、設計書に記載されている処分方法よりもよい方法があれば、積極的に発注者に提案する。
- 2) 取り壊しや解体の事前段階からできるだけリサイクルする方法を計画し、少々手間がかかっても分別するようにする。(建設リサイクル法の遵守)
- 3) 建設資材を使用する際は、あらかじめ数量や形状等を十分に把握し、ロスのないように計画する。
- 4) 優良認定処理業者を積極的に活用するようにする。